

建設水道常任委員会

平成30年8月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○奥村 容子	中川 靖広
嶋田 善行	坂口 徹	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	都市建設部長	藤川 岳志
都市建設部次長	谷口 裕司	建設農林課長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	手塚 仁	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
都市整備課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	上田 和弘
上下水道課長補佐	上埜 幸弘	上下水道課長補佐	田口三十士

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、奥村委員のお二人を指名いたします。

お二人にはよろしくお願い申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備
課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきまして、いかるがパークウェイについてでございますが、三室・紅葉ヶ丘区間では、現在施工中の橋梁上部工が順調に進捗、少しずつ橋梁の形状も見えてきたところでございます。

なお、三室交差点の交差点改良に係ります事業用地の取得については、継続的に交渉が進められておりまして、また並行いたしまして工事発注の準備も進められているというところでございます。

一方、小吉田モデル区間から東側への延伸につきましては、五百井・興留区間では、用地取得に向けた補償調査、各地権者との用地交渉及び道路計画に係る細部の設計作業等が引き続き進められているところで

り、さらに、県道大和高田斑鳩線から東側の区間につきましても、今後、沿道にお住いの皆様との協議に先立ちまして、道路計画の検討のための路線測量の作業に着手されていくとのことでございます。

次に、事業促進要望活動についてでございます。先の委員会の報告に引き続きまして、6月27日には、近畿地方整備局を訪問、局長ほか関係部署に要望書を提出するとともに、道路部長と面談を行い、また8月6日には、国土交通省におきまして、国土交通大臣ほか政務三役や関係部署に対しまして要望書を提出するとともに、国道・技術課 国道事業調整官と面談を行い、継続的な事業進捗が図れるよう要望をいたしているところでございます。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 紅葉ヶ丘のところから出ていくところですね、高架の下のところが、片側1車線の2車線になっているのかなというふうに思うんですけど、紅葉ヶ丘から出てくる時に、細い道路からポコッと広がって2車線になっているんですけど、出てきた瞬間って、左側通行なんで左側の方が紅葉ヶ丘に入ってくる方っていうのを認識しにくいんじゃないかなというふうにすごい気になるんですけど、だから言うてもうたら一方通行みたいな形で勘違いされないかなと。わかりますかね。

(「全然わからへん。」との声あり)

委員長 ちょっと暫時休憩します。

(午前9時05分 休憩)

(午前9時06分 再開)

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 まあ、今、仮にああいうふうに迂回路という形でつくっていただいているかと思うんで、完成したらまたあそこは交差にならないのかなというふうに思うんですけど、仮の道路であっても出た時にぱっと広がっているのが、ちょっとわかりにくいなと思いますんで、簡易的なしるしをつけて、こっち側、反対は対向車線ですよというのがわかるような表示ができればなと思ったんですけど、また地元の方のご意見も聞いていただいて、検討していただければなと思いますので、お願いしておきます。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 現場も確認をさせていただきながら、国とも協議をしたうえで対策等検討はしてまいりたいと思います。

委員長 他にございませんか。 中川委員。

中川委員 三室の交差点を通行できるようになった時点で、法隆寺線を開けられるって前に言ったやんか。開けられるのええねんけど、できると同時に使おと思ったら、先に信号機つけて、よう信号機に袋かぶせたりして使用してない信号機あるやん、ああいう段取りで進めるのかな。先工事進めんのかな。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 信号機の設置については警察とも協議を継続しているところでございまして、年度末にはついてくるというような状況で伺っているところでございます。そのスケジュールは今警察と詰めているところでございま

して、ですので、工事を完了したうえで、信号機のスイッチをいつ入れていくのか、どういう形でいつから供用していくのか、というところのタイミングについては警察とも協議を十分しまして、いつでもできるような状態で待つという形で進めたいなというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備課長 ② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきましては、特に報告させていただくことはございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 不動産登記法第14条第1項地図の作成について、理事者の報告を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林課長 それでは、不動産登記法第14条第1項地図の作成について報告させていただきます。

最初に、不動産登記法第14条第1項の地図について説明させていただきます。

住民の大切な財産である土地は、一筆ごとにその所在、地番、地目、地積、所有者等を登記することによって、財産の保全と安全な取引が図られます。

また、その登記記録に加えて、その土地がどこに位置し、その形状、その区画がどのようなものであるかを明確に示すために、現地を復元できる地図を法務局に備え付けるものとされており、これが、不動産登記法第14条第1項に規定する地図でございます。

また、不動産登記法第14条第4項では、その地図が備え付けられるまでの間は、「これに代えて地図に準ずる図面を備え付けることができる。」と規定されており、法第14条第1項の地図が無い区域については、一般的に公図と呼ばれている地図が備え付けられています。

現在、法務局に備え付けられている地図や公図の多くは、明治初期に作成された地図が基になっており、土地の境界や復元に対して精度が高くないことから、不動産取引や公共事業の実施等において、改めて境界確認が必要となっております。

こうしたことから、法務局では、市街化区域を中心に不動産登記法第14条第1項に定める地図の作成作業を進められています。この作業では、一筆の土地ごとに境界を確認し測量を行い、現地と整合した精度の高い地図を作成し、法務局に備え付けられるものでございます。

資料1をごらんください。

斑鳩町では、平成25年度・平成26年度の2ヶ年で龍田西3丁目、龍田西6丁目、龍田西8丁目、及び龍田北1丁目地区の約34ヘクタールを実施し、平成29年度・平成30年度の2ヶ年で、龍田西4丁目、龍田西5丁目、龍田西7丁目、稲葉西1丁目、稲葉西2丁目、神南3丁目、神南4丁目、神南5丁目の約64ヘクタールを実施中でございます。今回、平成30年度・平成31年度の2ヶ年において興留1丁目から興留7丁目までと法隆寺南1丁目、法隆寺南2丁目の一部の約58ヘクタールを計画されています。

資料の2枚目をお願いいたします。

作業内容につきましては、平成30年度に基礎測量として、現地調査や資料収集、基準点設置作業が行われます。

平成31年度には、住民説明会や関係機関との協議を経て、各土地所有者の関係者との境界立ち合いが行われ、その後一筆ごとに測量を行い地図の作成へと進められます。平成32年の4月に作成した地図が法務局に備え付けられる予定となっております。

なお、業務につきましては、奈良地方法務局で先月、入札により公益社団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が受注されております。法務局が進められる今回の業務につきましては、高度な測量による速やかな境界の復元、境界にかかる紛争の未然防止、現況にあった登記による厳格な維持管理等を目的とした作業でありますことから、町におきましても、法務局の地図作成の完成に向けて協力してまいりたいと考えております。

以上、不動産登記法第14条第1項地図の作成についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この2枚目の方ですね、2のところ、準備作業というところで、今課長の方からも住民説明会開催するとあったんですけども、これ準備の作業として行われるとなっておりますけど、31年度に実施予定となっております。今回30年度、31年度で計画に入ってるんですけども、この準備が31年度ってこと、関係ってどうなんですか、どういう進み方になるのでしょうか。

建設農林課長 実質30年度につきまして準備作業は進められてまいりますけども、31年度についても現地に入っていく作業が残るということで、31年度についても準備作業がかかる予定ということでございます。

木澤委員 要は入っていく前に、住民さんに説明会を開いて説明会ののちに入っていくという形になるんですかね。

建設農林課長 まず、境界の立会等については、当然、説明会を行った後に、その趣旨を住民さんに説明して入っていくこととなりますけれども、その境界の立会をする前に、ポイントって言いまして、機械で座標を作って組んでいくという作業が事前に必要になってまいります。また測量図、現在ある測量図と現地とどんだけ違うのかっていうのも事前に業者さんもしくは法務局が調べる必要がございますので、その辺の準備作業は平成30年度、または31年度の前半に入るといふふうにお聞きしているところでございます。

木澤委員 まあ、それぞれ立会いなんかは、こっちの持ち主さんになりますけれども、事前に自治会とかにもこういう作業に入りますよという説明なんかはあるんですか。

建設農林課長 現地作業につきましては当然、第一地所につきましては、道路が民地の状況で現在ございますので、そういったことも含めて、自治会長及び役員さんには説明をするように法務局に伝えているところでございます。

木澤委員 これ実質法務局がお金出してやってくれるんで、非常にありがたいことではあるんですけども、ご存じのように第一地所もいろんな経過がありまして、望まれる方もいれば、望まれない方もいると思いますんで、よくよく趣旨をですね、やっぱり理解していただくということが大事だと思いますんで、今、課長の方も事前に自治会の方にも説明をということで配慮していただいておりますんで、丁寧に進めていただければと思います。よろしくお願いします。

建設農林課長 現在、神南地区で進められておりますので、私も神南に居住していますので、その説明会には参加させていただいたところでございます。

その説明会につきましても、地区ごとに時間を区切って説明を法務局が行いまして、その中で質疑の応答もかなり多くございまして、いろんな形で住民さんの質問に答えておられる場面を見ておりますので、また同じように進めていただくように法務局には要望してまいりたいと考えております。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほど同僚委員がおっしゃったけども、費用に関して町の持ち出しはあるんですか。

建設農林課長 費用については町の持ち出しはございません。

嶋田委員 それと作業、一連の流れの中で町はどの部分でタッチできるんですか。

建設農林課長 まず土地の事前調査につきまして、所有者を調べるときには、税務課等の協力が必要になってまいります。そして、測量図等につきましても、町に残っている古図、また法務局に残っているものとの照合も必要になってまいりますので、その辺の資料提供が必要になってまいります。そして、第2に所有者としまして、各この部分につきまして、例えば東公民館、いろんな公共施設の所有者としての立会いが協力が必要になってまいります。当然、建設農林課といたしましても、道路の所有者、管理者でございますので、各一地権者と同様、境界の確認を行っていくところでございます。

嶋田委員 最後の閲覧なんかも町でやらはるんですか、それとも、奈良の地方法務局でされるんですか。

建設農林課長 今のところ、現地事務所を法務局は設置する予定でございます。その現地事務所については当然住民さんに、この場所に事務所がございますということを周知しながら、作業を進めていきますので、そこで質問を受けたり、またそこから現地へ向かったりという場所がございますので、そこで閲覧等ができるというふうに聞いているところでございます。

嶋田委員 これ今までから、他の町村でもやっておられましたけれども、説明不足いうんですか、ほんまの境界はここやねんと、そやけど今ここでええがなと、そういうふうなことが多々あって、地図の信ぴょう性というのが損なわれるようなことをいろいろ聞いておりますんでね、説明会の中には、これで境界が決まるんやというふうなことを重々、住民の方に納得していただくように、お願いします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に、(2)町営住宅の被災者提供可能住宅リスト登録について、理事者の報告を求めます。

上田建設農林課長。

建設農林課長 それでは、町営住宅を被災者に提供可能な住宅リストの登録について、報告させていただきます。

斑鳩町の町営住宅は、正隆寺団地、高塚団地、興留東団地、追手団地、長田団地A棟、長田団地B棟、目安北団地の7団地、94戸を有しており、うち平成29年度に追手町営住宅において、2軒の退去者がありリフォーム工事後に、新規入居者の募集について6月1日に募集告示を行い、6月6日から6月19日に入居申込書の配布を行い、6月20

日から7月3日に受け付けを行い進めてまいっております。

その結果、入居申込用紙を取りに来られた方が10名、うち申込みをされた方が2名となり、辞退者が1名出ましたので1室は入居者が決定しましたが、残りの1室については、入居者が決まらない結果となりました。

再度、募集を行う予定でございましたが、7月18日に奈良県まちづくり推進局まちづくり課から「平成30年7月豪雨」における被災者に対し提供可能な公営住宅の有無について調査がありましたことから、本町といたしまして追手町営住宅の空室1室を被災者に提供可能な公営住宅リストに登録させていただきました。

今後、被災者への現状・要望等の事務につきましては一括して奈良県で行われ、マッチングが整った場合には、被災者の受け入れとなる予定でございます。

なお、受け入れ要請が無かった場合には、再度、入居者募集を行っていきたいと考えております。

以上、町営住宅を被災者に提供可能な住宅リストの登録についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この被災者の方に提供していただくのは全然問題ないと思うんですけど、ちょっと申し込みが少なかった件について、以前は結構倍率が高かったかなと思うんですけども、このように減ってきている傾向っていうのはどういうふうに見てはるんですか。

建設農林課長 周知の方法につきましては、以前と同様の周知方法を行っているところでございます。そしてまず配布の、取りに来られる方が10名ということもかなり少ない状況でございますので、もともと住宅困窮者に対する住宅の提供ということを趣旨としておりますが、なかなか時代の流れ

の中で住宅困窮者という方が少なくなっているというような状況ではないかと考えているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。

谷口都市建設部次長。

都市建設部次長 それでは、公共下水道事業に関することにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、公共下水道の整備及び接続の状況についてでございます。

まず、平成30年7月31日現在の公共下水道の進捗状況でございます。

資料-2をごらんいただけますでしょうか。

1枚目でございます。平成28年度から継続工事として取り組んでおります龍田西4丁目、稲葉西1丁目地内、囟中でみどり色路線、9工区-1工事及び法隆寺東1丁目地内、囟中 紫色路線、17工区-1工事につきましては、それぞれ開削工事、推進工事等面整備工事を順調に進めておる状況でございます。

次に、本年度工事についてでございます。阿波3丁目・目安4丁目地内、囟中 山吹色路線、21工区-1工事、稲葉西2丁目・龍田西8丁目地内、囟中 青色路線、10工区-1工事、神南4・5丁目地内、囟中 黄色路線、8工区-5工事及び龍田南4丁目地内、囟中 赤色路線、5工区-3工事につきましては、現在、準備工、打合せと併せまして試験掘削等を行っている状況でございます。

また、新たに発注を予定いたしております路線でございます稲葉車瀬1丁目・神南1・2丁目地内、囟中 水色路線、6工区-6工事ござ

います。施工総延長につきましては712mで、直径25cmのヒューム管を62m、直径40cmのヒューム管を622m推進工法で施工し、直径20cmの硬質塩化ビニル管を開削工法で28m施工するもので、立坑工7箇所、薬液注入工14箇所、人孔設置9箇所他付帯工事等の発注準備を進めており、今後、9月18日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行する予定でございます。

なお、工事期間及び予定価格でございますが、契約手続き完了後、継続事業として、平成30年10月1日から平成32年2月28日までの516日間を予定しており、予定価格につきましては、約3億8千万円を予定しております。

続きまして、公共下水道の接続申請状況でございます。資料の2枚目をお願いいたします。平成30年7月末現在の状況でございます。平成30年度に入りまして、80件の申請をいただき、申請総数が3,956件、利用世帯総数が4,484世帯となりました。接続率といたしましては69.5%でございます。

次に、融資あっせん利用件数につきましては、申請総数55件で、本年度の受付は現在ございません。

また、浄化槽雨水貯留施設転用申請につきましては、申請総数48件で、本年度の受付はまだございません。

なお、平成29年度末、平成30年3月末の整備状況といたしましては、お手元の資料の3枚目をお願いいたします。

黄色の部分が平成29年度に整備をいたしました区域で、龍田西2・4・5丁目、稲葉西1丁目、神南4・5丁目、龍田3・4丁目、龍田南3・4丁目、法隆寺2丁目、法隆寺南2丁目、服部2丁目、目安北2丁目地内で15路線の工事に取り組み、約9haの区域において、管渠延長で約2.7Kmの整備を行い、約260件の整備を完了いたしております。

また、平成29年度末の整備面積といたしましては、約237haの整備が完了したところでございます。

今後におきましても、公共下水道の整備拡大を図るとともに、利用促

進に努めてまいりたいと考えております。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 伴議長。

議長 今、説明あった12-6の薄青ちゅうかのところですけど、神南のこの、これ非常によくわかりませんねけど、非常に家が少なくて繋いでいかんと、こういう工事をしていかんと下水道というのは必要性があるっていうか、そのあたりはいま3億とかいう、そういう予定の価格おっしゃってました、ちょっと教えてほしいねんけどお願いできますか。

都市建設部次長 これにつきましては、稲葉汚水幹線の先線となりまして、まず一番最南端におきましては公共施設、小学校、鳩水園、そして町民プール等ございます、そうしたものを最終的には接続していきたいという考え方でこの計画を進めております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 奥村委員。

奥村委員 大阪北部地震を受けて、いろいろブロック塀のことをございますけれども、斑鳩町の場合、小学校周辺というのは、ブロック塀は幸いにもなかったということですが、昨日の懇談会とかでも町の施設、鳩水園等とか、予算の措置がされているようですけれども、例えば民間のブロック塀に関して改修したいとか、そういうご希望があったときには、町としてこれからどういう方向性で考えておられるか聞かせていただきたいんですけれども。

(「担当ここでええのか。」との声あり)

奥村委員 民間のブロック塀。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 個人所有のブロック塀につきましては、今現在、事故があったのちです、啓発チラシを町内各戸に配布をいたしまして、コンクリートブロックの安全点検を促すような形を取らせていただいたところでございます。その内容といたしましては、相談窓口のご案内とそれとブロック塀の安全点検のチェック項目、こういったものを書かせていただいた資料でございます。それとまたそのブロック塀の改修にかかります民間の動きについての町の考え方というところでございますけれども、こちらにつきましては他の自治体でもそういった経費の一部を補助するというような事例はお聞きしているところでございます。しかしながら補助事業の実施を検討していくうえにおきましては、事業の対象物件の把握というのはすべてを掴むというのは非常に困難な状況でございます中で、事業規模がつかみきれないというようなところもございます。そうした中で国庫補助金、県補助金など財源の確保、補助対象の絞り込み、そういった課題を十分に検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。こうした課題を検討する中で、実施に向けて町として

はその方向性をこの後定めていきたいなというふうに考えているところでございます。

委員長 よろしいでしょうか。他にございませんか。 中川委員。

中川委員 住民さんからのご意見なんですけど、法隆寺門前の松並木の西側の県道の西側の歩道に植わっている松の木、その松の木の上の方、地上6m、7mぐらいのところに枝が折れたやつがぶら下がっていると。あれ歩行者の頭の上落ちてきたら大けがに繋がるんじゃないですかということなんですけど、あれは県の管理なんですかね。また、そういうことを県の方に申し入れしていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 当該道路につきましては、県道法隆寺線になって、郡山土木の管理になっておりますので、町も現地を確認し、それを郡山土木に伝えまして、早急に対処いただくよう連絡をさせていただきます。

中川委員 その状況を確認しに行った時に、東側の県道を松並木から出ている松の木が極端な話45度か50度ぐらいに県道の上をまたがっているような形の松の木があるんですけどね、あれはどこの所有になんねやろ。

建設農林課長 町道と県道の間松につきましては、法隆寺さん所有と思われるので、道路の方に、県道の方にはみ出てるということですので、郡山土木とも協議して、法隆寺さんと協議していただく、もしくは協議するように進めさせていただきます。

中川委員 大きな台風や地震があったら、なんかもう県道に倒れそうな形で生えていますんで、事故の起こる前にちょっと対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前9時35分 閉会)